

第三十七号議案

江戸川区新左近川親水公園力又―場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区新左近川親水公園カヌー場条例の一部を改正する条例
 江戸川区新左近川親水公園カヌー場条例（平成三十年七月江戸川区条例第三十
 一号）の一部を次のように改正する。
 第三条第三号中「その他」を「前二号に掲げるもののほか、」に改める。
 別表第一貸切使用料の表カヌースラローム場の項から多目的カヌー場の項まで
 の規定中「四一〇円」を「四二〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行す
 る。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第一の規定は、施行日以後に利用する者から適
 用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者につい
 ては、なお従前の例による。

（説明）

か、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。